
*
* 定 款 **

株式会社 ウィザス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ウィザスと称する。

英文では、With us Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 進学指導教室および予備校の経営
- (2) 幼児、小学生、中学生、高校生等に対する才能教育講座、教室の経営
- (3) 高校中途退学者・不登校生徒のためのカウンセリングならびにインターネットを利用した通信教育の実施
- (4) 通信制高等学校の運営
- (5) 通信制高校生を対象とした学習塾の経営
- (6) 中学生、高校生等に対する国際化教育推進のための留学プログラム開発ならびに留学プログラムの斡旋
- (7) 幼児教育・保育の研究およびコンサルティング業
- (8) 社会人に対する教育・心理・外国語・一般教養および趣味に関する教育講座、教室の経営
- (9) 学習指導および教育に関する書籍の販売
- (10) 教育用具、教育機器、教育図書の販売および通信販売ならびに輸出入
- (11) 損害保険代理業
- (12) 不動産の斡旋、売買、賃貸および管理
- (13) コンピューター機器・設備の賃貸および販売
- (14) コンピューターの応用を中心とした情報処理サービスおよびソフトウェアサービスならびにこれにともなう調査・研究・開発業務
- (15) フランチャイズチェーンシステムによる学習塾の経営
- (16) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (17) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (18) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (19) 前各号に関連または付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、44,760,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す旨を請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総

会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要があるごとにこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がその議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に規定する電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、第 12 条に定める議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合において株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(買収防衛策の導入等)

第 18 条 買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

2 株主総会は、法令に規定する事項および定款に別途定めがある事項のほか、買収防衛策の導入、継続および廃止について、その決議により定めることができる。

- 3 当社は、取締役会の決議によるほか、買収防衛策の定める手続に従い、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てを行うことができる。
- 4 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の権限)

第23条 取締役会は法令に定める事項のほか当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に

加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の定める限度まで免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の権限)

第 33 条 監査役会は、法令に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関し、監査役会の必要と認める事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集手続)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対してこれを発する。
ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、
監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、
同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、
法令の定める限度まで免除することができる。
2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 4
2 3 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する
ことができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項について
は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決
議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。
3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第 40 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領
されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2 未払の期末配当金および中間配当金には利息を支払わない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 2022年6月24日改正前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除および同改正後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、同改正前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日以降にこれを削除する。

1976年 6月10日作成
1976年10月25日改正
1977年 2月18日改正
1977年 8月27日改正
1982年 1月 5日改正
1982年 3月18日改正
1982年 5月28日改正
1983年 4月11日改正
1985年 6月15日改正
1986年 5月28日改正
1987年 6月29日改正
1989年 6月29日改正
1989年10月 4日改正
1989年11月14日改正
1990年 6月29日改正
1992年 6月26日改正
1994年 6月29日改正
1998年 4月 1日改正
2001年 6月27日改正
2002年 6月26日改正
2003年 6月27日改正
2004年 6月29日改正
2005年10月19日改正
2006年 6月29日改正
2007年 6月28日改正
2008年 6月26日改正
2009年 6月26日改正
2011年 6月24日改正
2015年 6月25日改正
2017年 6月23日改正
2022年 6月24日改正